# 『関西大学経済論集』投稿規定

1. 『関西大学経済論集』(以下、『経済論集』という)に掲載する原稿の種類(以下、論文等という)は、論文、研究ノート、調査、資料、学界展望、書評、新刊紹介とする。翻訳は掲載しない。

### 2. 投稿資格

- (1)「関西大学経済学会会則」第4条第1項の正会員。
- (2) 第4条第5項の名誉会員。
- (3) 第4条第3項第1号の普通会員。ただし、普通会員の投稿規定は、別に定める。
- (4) 第4条第2項第2号の学生会員。ただし、学生会員の投稿規定は、別に定める。

# 3. 正会員および名誉会員の投稿回数

- (1) 正会員
  - (i) 論文および研究ノートの投稿について:両方を合わせて、1人につき各号1本、 投稿総数は年4本以内とする。ただしシリーズを成す論文の投稿は年2本以内 とする。
  - (ii) 調査、資料、学界展望、書評、新刊紹介の投稿について: すべてを合わせて年 2 本以内とする。
- (2) 名誉会員
  - (i) 論文および研究ノートの投稿について:両方を合わせて年1本以内とする。
  - (ii) 調査、資料、学界展望、書評、新刊紹介の投稿について: すべてを合わせて年 2 本以内とする。

### 4. 言語

日本語あるいは英語とする。

#### 5. 原稿の形式

- (1) 原稿は、電子ファイル (原則として、マイクロソフトワード、または、TEX) で 作成した邦文、または、英語原稿とし、横書きとする。
- (2) 原稿の1ページ目に題名および執筆者名、また、その脚注に謝辞および執筆者の所属を記入する。
- (3) 原稿の分量は以下の通りとする。
  - (a) 論文・研究ノート・資料・調査は原則として、日本語の場合には 40,000 字、 英語の場合には 13,000 単語を上限とする。
  - (b) 学界展望、書評、新刊紹介は原則として、日本語の場合には 10,000 字、 英語の場合には 3,000 単語を上限とする。

- (4) 論文・研究ノートについては、本文の冒頭に「要約」「キーワード」を記入する。
- (5) 邦文著書の「書評」、「新刊紹介」は原稿末尾に当該書の発行所、発行年月(西暦)、 判型、ページ数および定価をカッコ内に記入する。

(例:岩波書店、2008年10月刊、A5判、x+300ページ、(本体価格)3,500円)

(6) 『経済論集』全体の体裁にかかわる事項については、関西大学経済学会より形式 上の変更をお願いする場合がある。

## 6. 英語による論文等について

- (1) 英語による論文等の掲載は各号1本以内とする。
- (2) 英語による論文の投稿について:

単著の場合:年1本以内とする。

共著の場合:執筆者のうちの1人が「年1本以内」という条件を満たすこと。

- (3) 英語による論文を投稿する場合は、必ず英文校閲を受けることとする。
- (4) 校閲業者の選定は執筆者が行う。業者へ委託する校閲料のうち 5 万円を上限として関西大学経済学会より補助を受けることができる。
- (5) 校閲費用の補助を受けた場合は、謝辞を記すこと。

(例: This work was financially supported by the Economic Society of Kansai University.)

(6) 執筆要領は KANSAI UNIVERSITY REVIEW of ECONOMICS に従う。

# 7. 論文の投稿

電子ファイル (原則として、マイクロソフトワード、または、TEX) 原稿とその PDF、 執筆申込書を、経済学会に提出する。

## 8. 校正

校正は原則として3校までとする。

#### 9. 著作権

『経済論集』に掲載された論文等の著作権は関西大学経済学会に属し、経済学会はそのホームページ・学術リポジトリ等に掲載論文等を著者の許可なく、公開することができる。論文等における引用・転載にかかわる著作権に関してはすべて執筆者が責任を負うものとする。

### 10. 論文等の転載

『経済論集』に掲載された論文等に関し、他に転載を希望する場合は、経済学会長宛に 文書をもって申請しなければならない。経済学会委員会は申請者に対し、経済学会長名 で文書をもって回答するものとする。

- 11. 抜刷は、単著共著にかかわらず、50 部まで無料とする。50 部を越える部数を必要とする場合は有料となる。その場合には、その旨を関西大学経済学会に申し出ること。
- 12. 論文の掲載可否は、関西大学経済学会が決定する。

# 附則

この内規(改正)は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成11年4月14日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成 20 年 6 月 25 日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。 附則

この内規(改正)は、平成31年4月1日から施行する。